

令和元年第22回住田町議会定例会会議録

議事日程（第3号）

令和元年6月14日（金）午前10時開会

- 日程第 1 報告第1号
平成30年度繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 2 承認第1号
平成30年度住田町一般会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第 3 承認第2号
令和元年度住田町一般会計補正予算（第1号）の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第 4 承認第3号
住田町コミュニティバスの設置及び運行に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第 5 承認第4号
住田町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第 6 議案第1号
住田町定住自立圏形成協定の議決に関する条例
- 日程第 7 議案第2号
消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第 8 議案第3号
住田町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第4号
災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第5号
介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第6号
子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例

- 日程第 1 2 議案第 7 号
住田町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 3 議案第 8 号
令和元年度住田町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 4 議案第 9 号
令和元年度住田町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 5 議案第 1 0 号
あっせんの申立てに関し議決を求めることについて
- 日程第 1 6 議案第 1 1 号
財産の取得に関し議決を求めることについて
- 日程第 1 7 議案第 1 2 号
住田町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 1 8 請願審査報告
請願第 1 号
最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める請願
- 日程第 1 9 請願審査報告
請願第 2 号
教職員定数改善と義務教育費国庫負担金制度拡充をはかるための 2 0 2 0 年度政
府予算に係る意見書提出の請願
- 日程第 2 0 発議第 1 号
最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書
- 日程第 2 1 発議第 2 号
教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担金制度拡充に係る意見書
- 日程第 2 2 発議第 3 号
新たな過疎対策法の制定に関する意見書

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1 番	荻原 勝 君	2 番	佐々木 初 雄 君
3 番	佐々木 信 一 君	4 番	瀧 本 正 徳 君
5 番	菅 野 浩 正 君	6 番	佐々木 春 一 君
7 番	村 上 薫 君	8 番	林 崎 幸 正 君
9 番	泉 田 是 重 君	10 番	高 橋 靖 君
11 番	阿 部 祐 一 君	12 番	菊 池 孝 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規程により説明のため出席した者の職氏名

町 長 神 田 謙 一 君 教 育 長 菊 池 宏 君

副 町 長	横 澤 孝 君	総 務 課 長 兼 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	熊 谷 公 男 君
税 務 課 長 兼 会 計 管 理 者	佐 藤 修 君	企 画 財 政 課 長	横 澤 則 子 君
町 民 生 活 課 長	梶 原 ユ カ リ 君	保 健 福 祉 課 長 兼 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	佐 々 木 光 彦 君
建 設 課 長	山 田 研 君	農 政 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	紺 野 勝 利 君
林 業 課 長	千 葉 純 也 君	教 育 次 長	伊 藤 豊 彦 君

事務局職員出席者

議会事務局長 松 田 英 明 係 長 松 本 円

開議 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（菊池 孝君） ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（菊池 孝君） これから、諸般の報告をします。

職員に朗読させます。

○議会事務局長（松田英明君） 議会の諸般報告

令和元年6月14日（金）

第22回定例会

1. 受理した案件

（1）町長提出案件 1件

（2）議員提出案件 3件

○議長（菊池 孝君） これで諸般の報告を終わります。

◎日程第1 報告第1号

○議長（菊池 孝君） 報告第1号、平成30年度繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告の朗読を省略して、報告の内容について説明を求めます。

企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 報告第1号、平成30年度繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調整いたしましたので、御報告いたします。

一般会計、8款土木費、1項道路橋梁費は、道路改良事業及び橋梁補修事業に係るもので

あります。道路改良事業の今年度への繰越額は780万9,000円で、財源は全て一般財源であります。橋梁補修事業の繰越額は1,700万円で、財源内訳は、未収入特定財源として国庫支出金850万円、地方債420万円、一般財源430万円であります。

9款消防費、1款消防費は、耐震性貯水槽整備事業に係るもので、繰越額は1,900万円、財源内訳は、未収入特定財源として国庫支出金538万6,000円、地方債1,360万円、一般財源1万4,000円であります。

10款教育費、2項小学校費及び3項中学校費は、いずれも普通教室空調設備設置事業に係るものであります。小学校費の繰越額は896万8,000円で、財源内訳は、未収入特定財源として国庫支出金300万8,000円、地方債590万円、一般財源6万円であります。

中学校費の繰越額は、481万9,000円で、財源内訳は、未収入特定財源として国庫支出金161万6,000円、地方債320万円、一般財源3,000円であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

1番、荻原 勝君。

○1番（荻原 勝君） おはようございます。

1点伺います。

一般会計、10款教育費、2項小学校費896万8,000円及び3項中学校費481万9,000円について伺います。

これは、国の交付金制度により、全国の小中学校普通教室にエアコンを設置するものだと思いますが、町内の小中学校普通教室におけるエアコン設置状況及び設置予定はどうなっているのでしょうか。

○議長（菊池 孝君） 教育次長、伊藤豊彦君。

○教育次長（伊藤豊彦君） 国の交付金事業によります普通教室に係るエアコンの設置であります。

一応、全小中学校とも設置工事のほうは、おおむね終了して、現在は、試運転をやっているところであります。来週にかけてまして、完了確認検査をやる予定としております。

○議長（菊池 孝君） 荻原 勝君。

○1番（荻原 勝君） 今夏、この夏までにエアコンが稼働する自治体は、県下33市町村中

5市町村しかないという報道がありました。花巻、矢巾、岩泉町、葛巻、そして我が住田も、その中にあります。称賛に価すると思います。しかも、もう町内全ての普通教室に稼働中だということです。他に先駆けた早期設置・稼働の要因は何だったのか、機密もあろうかと思いますが、町の成功事例の一つとして、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（菊池 孝君） 教育次長、伊藤豊彦君。

○教育次長（伊藤豊彦君） ありがとうございます。

小中学校2校ずつでありますし、教室数もそれぞれ1クラスずつということで、まず、小規模校であったということが大きなところかなと思います。

それと、落札して施工に当たっていただいた業者さんが、やはり子どもたちのためを思って、6月いっぱいには完成させたいという、こちらの意向を酌んでいただいて、一生懸命工事施工をしていただいたことが大きな要因というふうに捉えております。

○議長（菊池 孝君） 荻原 勝君。

○1番（荻原 勝君） 今もちょっと出ましたけど、早期稼働とは別に、性能的なことは大丈夫なのでしょうか。また、価格は適正だったのかという問題もあります。

また、工事業者の中に町内の参加はあったのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（菊池 孝君） 教育次長、伊藤豊彦君。

○教育次長（伊藤豊彦君） 性能については、教室等の大きさから設計仕様を出しておりますし、それから、管内12社に指名競争ということで入札案内をしましたが、事前に4校全部の現場を確認していただいた上で、入札をしていただきました。

管内12社ということで入札を行いまして、価格的にも入札をしたことによって、大分安価に入ったのではないかなというふうに捉えております。

ちなみに、12社で入札をして落札したのは、町内業者が4校全てを落札していただきましたので、そういったことも早期にできた要因ではないかなというふうに捉えております。

○議長（菊池 孝君） ほか、ありますか。

7番、村上 薫君。

○7番（村上 薫君） 今のエアコン設置にかかわって、お尋ねいたしますが、全小中学校にも設置済みということです。それで、関係者の方々から、学童クラブ、あるいは放課後児童クラブでも、去年の猛暑で大変だったというふうな話も聞いております。中央図書室等もあるわけですが、これらへの設置は、今後どのように考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（菊池 孝君） 教育次長、伊藤豊彦君。

○教育次長（伊藤豊彦君） 放課後子ども教室におきましては、上有住と下有住ということになりますが、上有住につきましては、今後の上有住地区公民館の建てかえの際に、ぜひその部分を入れていきたいなというふうに考えておりますし、下有住、それから世田米、世田米の学童クラブは、メーンの集会所であります、ふれあい館のほうには設置になっております。

生活改善センターのほうも、高学年は利用しているわけですが、そこにつきましては、研修室がエアコン、クーラーのきく部屋でありますので、暑い際には、そちらでお願いしたいということにしております。

下有住については、今後やはり全体の施設整備の中で検討していく必要があると捉えております。

世田米については、中央公民館、図書室の建てかえ等、役場周辺の再開発の中で検討していく必要があると捉えております。

○議長（菊池 孝君） ほか、ございますか。

これで質疑を終わります。

これで、報告第1号、平成30年度繰越明許費繰越計算書の提出については、終わります。

◎日程第2 承認第1号

○議長（菊池 孝君） 日程第2、承認第1号、平成30年度住田町一般会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

承認案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 承認第1号、平成30年度住田町一般会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについて御説明いたします。

今回専決処分した補正予算は、既定の歳入歳出の総額にそれぞれ1億741万5,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ47億5,972万4,000円としたものであります。

初めに、補正後の歳入歳出予算を第1表により御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は7ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の2. 歳入をごらんください。

2 款地方譲与税、3 款利子割交付金、4 款配当割交付金、5 款株式等譲渡所得割交付金、6 款地方消費税交付金、7 款自動車取得税交付金、8 款地方特例交付金、9 款地方交付税、10 款交通安全対策特別交付金の増額、または減額については、それぞれ額の確定によるものであります。

13 款国庫支出金120万5,000円の減は、定住促進空き家活用事業費補助金の減によるものであります。

14 款県支出金994万6,000円の減は、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金、小学校分417万5,000円、中学校分332万6,000円の減が主なものであります。

16 款寄附金1,463万5,000円の増は、指定寄附金の増によるものであります。

17 款繰入金98万9,000円の減は、東日本大震災復興基金繰入金79万2,000円の減が主なものであります。

19 款諸収入60万3,000円の増は、オフセット・クレジット料の増によるものであります。

20 款町債2,500万円の減は、普通教室空調設備設置、小学校分830万円、中学校分650万円の減が主なものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

4ページをお開き願います。

なお、詳細は13ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の3. 歳出をごらんください。

2 款総務費1億7,243万円の増は、地域情報通信基盤施設整備基金積立金1億8,814万1,000円の増が主なものであります。

3 款民生費1,551万9,000円の減は、重度心身障害者医療扶助費299万8,000円の減が主なものであります。

4 款衛生費634万5,000円の減は、保健医療介護連携体制構築事業費補助金451万1,000円の減が主なものであります。

6 款農林業費481万4,000円の減は、森林環境保全直接支援事業委託料の減が主なものであります。

7 款商工費は、財源の組みかえによるものであります。

8 款土木費1,636万5,000円の減は、道路改良等工事費の減が主なものであります。

9 款消防費 7 6 8 万 4, 0 0 0 円の減は、旧住田分署解体工事の減が主なものであります。

1 0 款教育費 2, 5 4 3 万 9, 0 0 0 円の減は、普通教室空調設備設置工事費の減が主なものであります。

1 3 款諸支出金 1, 4 6 1 万 5, 0 0 0 円の増は、まちづくり応援基金積立金の増によるものであります。

1 4 款予備費 3 4 6 万 4, 0 0 0 円の減は、予算調整によるものであります。

次に、地方債の補正を第 2 表により御説明いたします。

6 ページをお開き願います。

今回の補正は、変更であります。

定住促進空き家改修事業は、3 0 万円を減額し 7 3 0 万円に、町道改良等事業は、4 6 0 万円を減額し 5, 0 2 0 万円に、住田分署水槽付消防ポンプ自動車整備事業は、5 3 0 万円を減額し 3, 1 2 0 万円に、普通教室空調設備設置事業は、1, 4 8 0 万円を減額し 9 1 0 万円にしたもので、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じであります。

以上、平成 3 0 年度住田町一般会計補正予算（第 5 号）は、緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、平成 3 1 年 3 月 2 9 日に、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分を行ったものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

1 番、荻原 勝君。

○1 番（荻原 勝君） 2 点、伺います。

1 3 ページ、歳出、2 款総務費、1 項総務管理費、1 0 目地域情報通信推進費の補正額 1 億 8, 6 3 4 万 9, 0 0 0 円について伺います。

これは、住田テレビや電話やインターネットの回線維持などを目的とした積立金が主だと思いますが、増額が約 2 倍で、しかも金額が大変高額です。倍増の理由は何なのでしょう。

2 点目、1 7 ページ、1 0 款教育費、2 項小学校費、1 目学校管理費、1 5 節工事請負費、マイナス 1, 2 3 9 万 8, 0 0 0 円及び 3 項中学校費、1 目学校管理費、1 5 節工事請負費、マイナス 9 8 8 万円について伺います。

これらは、町内小中学校の普通教室へのエアコン設置費用が当初想定よりも、これだけ安く上がった。総額で 2, 0 0 0 万円以上安く上がったというように解釈していいのでしょうか。

か。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 私のほうから、1点目の地域情報通信基盤施設整備事業の積立金の増額について御説明をいたします。

地域情報通信基盤につきましては、開局から10年以上が経過をしまして、現在、利活用の検討委員会を開催しているわけですけれども、今後、施設の光ケーブルの更新、あるいは機器の更新という部分で、多額の費用の財源が必要であるということから、積み立てをふやしているものであります。

○議長（菊池 孝君） 教育次長、伊藤豊彦君。

○教育次長（伊藤豊彦君） 普通教室空調設備設置工事費についてであります。

この減額は、議員お見込みのとおり、入札によりまして価格が下がったために、不用額となったものであります。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 荻原 勝君。

○1番（荻原 勝君） 1点目について、もう一回伺いたいと思います。

これ非常に増額の率も高いし、それから金額も大きいんですけども、これは予定どおりのことだったのか、それとも予定外に、すごくふえちゃったことなのか、その辺について伺いたいと思います。

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 情報通信基盤施設整備事業の積立金につきましては、開局から少しずつ積み立てをしてきたんですが、その額はわずかでありました。10年以上を経過し、今後の更新、修繕という部分の費用が多額にかかるという想定がされることから、今までの額では財源不足になるだろうという想定で、増額をしているものでございます。

○議長（菊池 孝君） ほか、ございますか。

4番、瀧本正徳君。

○4番（瀧本正徳君） お伺いします。

9ページの6款の地方消費税交付金の件なんですけど、それと裏返しますと、地方交付税の特別交付税の分でお伺いしますが、ふえることは大変うれしいことですね、いいなというふうに思っているんですけども、そのバックと伺いますか、ふえた理由、うれしいことな

んですが、こういうふうな事情でもって、こうなりましたというあたりをお伺いしたいというのが1つと、それから、2つ目については、歳出、13ページになりますが、1目の一般管理費の中の9節の旅費というのがあるんですよ。私、どうしても旅費といえ、事業に伴って必要経費がふえたか、ふえないかというふうに判断しますので、事業、何を削ったのかなど。どういうふうになったのかなというあたりをお聞きをしたいと思います。

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 私のほうからは、地方交付税の特例交付税について、増額になった理由についてお答えをいたします。

今回の増額は、簡易水道の高料金の対策の部分、地域材利用促進対策の部分で増額になってございます。

○議長（菊池 孝君） 総務課長、熊谷公男君。

○総務課長（熊谷公男君） 私からは、研修旅費の関係についてお答えをいたします。

研修旅費でありますけれども、当初見込んでいた東北自治研、あるいは地域リーダー塾等の大きな出張の部分についての該当者がいなかったということで、今回、大きな減額になったと。あとは、積み上げたものを今回削減したということでもあります。

以上であります。

○議長（菊池 孝君） 瀧本正徳君。

○4番（瀧本正徳君） 消費税、交付金と、それから交付税については、そういうふうな事情でもってということはオーケーしましたが、旅費の関係はですね、私、今度、別な形の研修があるかもしれませんが、職員研修には、もう系統立ててですね、もっともっとお金をかけてもいいのかなというふうに思っていますので、少なくともね、かわりばんこでも構いませんが、きちんとみんなが研修受けるような体制をつくるというのは義務だと思いますので、その部分については留意しながらやっていただきたいというふうに思います。これは質問じゃないです。

○議長（菊池 孝君） そのほか、ございますか。

7番、村上 薫君。

○7番（村上 薫君） 3点をお伺いいたします。

歳入の11ページ、一番上のほうになりますが、14款県支出金、2項の県補助金、2節、3節になりますが、小中学校の補助金ということで、ブロック塀、あるいは冷暖房対応臨時特例交付金についてですが、そのブロック塀についてお伺いいたします。

先ほど、大船渡市ではブロック塀の安全確保をするということで、新たな補助金制度を設けたわけですが、通学・通勤における、その危険と思われるブロック塀の改修とか除去、建てかえとか、そういう該当箇所は、もう点検済みなのかどうか、まずお伺いをいたします。

それから、2点目です。

先ほど、5番議員からも質問がありましたが、職員の研修についてお尋ねいたします。

先ほど、市町村アカデミーであるとか、あるいは全国地域リーダー養成塾、東北自治研修等々の該当者がいなかったために削減を、減少にしているということではありますが、いずれ職員研修というのは新しい知識の習得、あるいは、他自治体職員との人的交流、自治体の情報取得という点で、非常に大事なことだと私は認識をしているんですが、それらをどのように考えていて、こういうふうな形になっているのか、お尋ねいたします。

それから、3点目ですが、14ページの4款衛生費、1項の保健衛生総務費の19節ですが、保健医療介護連携体制構築事業の補助金450万円ほど減少になっておりますが、これは保健・医療・介護という連携体制の中で、未来かなえネットの「すみちゃん」とか、その辺のところかなというふうに思うんですが、この理由と、「すみちゃん」であれば、5月の利用者数は12人というふうに先日伺ったわけですが、町内外の利用者の内訳というのはどういうふうになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（菊池 孝君） 教育次長、伊藤豊彦君。

○教育次長（伊藤豊彦君） 1点目のブロック塀についてであります。

この補助金自体は、公共施設のブロック塀があれば、その改築と撤去費用に対する補助であります。学校にかかわってのブロック塀等は、なかったものであります。

それから、通学路に関しましても、大阪の地震の関係で、再点検ということで回りましたが、該当するところはなかったというふうに捉えているところであります。

○議長（菊池 孝君） 総務課長、熊谷公男君。

○総務課長（熊谷公男君） 私からは、2点目の研修についてお答えをいたしたいと思っております。

研修につきましては、毎年度末に次年度の研修計画を立てます。その研修計画の内容については、職員の経験年数、あるいは職階ごと等は人事配置上、岩手県とか林野庁とかそういった派遣をいたします。そういったのも含めて検討いたします。

先ほど申し上げましたリーダー塾、あるいは各自治研、アカデミーについては、エントリー制という形でやっております。エントリー制、多い年もありますし、少ない年もあります。その年の業務にもよるかなと思っております。

あと、あわせて御提案のありました、新しい業務の知識習得とかの部分については、業務にかかわる部分については、ルーチン的な部分については、総務課で研修計画を立てて派遣をしております。あと、新しい部分については、各担当課において時宜を得ながら、研修に派遣しているというふうに捉えております。

以上であります。

○議長（菊池 孝君） 保健福祉課長、佐々木光彦君。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 私のほうからは、3点目の保健医療介護連携体制構築事業費補助金の関係について、お答えをいたします。

まず、減額の理由というところでございますけれども、1つは、職員の採用関係がですね、当初見込んでいたよりも、おくれて採用活動が始まったということもございまして、人件費部分が当初見ていたよりも少なくなっております。

それから、そのほかに、訪問看護ステーションを始めるに当たっての初期設備投資、それから維持経費があるわけですが、その部分についても当初と、見込んでいたよりも少ない設備投資で済んだという部分もございまして、初期設備とも、それから維持経費とも若干、当初に見込んでいたよりも少なく済んだということで、減額ということになっております。

失礼いたしました。現在の利用者数の内訳ということでございますけれども、現在12人の利用ということで、そのうち、町内の方々が大半になるわけですが、11人、それから、町外の方の御利用をお一人様いただいているというふうに聞いております。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 村上 薫君。

○7番（村上 薫君） ブロック塀についてですが、この項目については、公共施設の部分についてということで、該当箇所がなかったということですが、実は、通学・通勤等にかかわる、この役場周辺、例えば農林会館の裏側ですね、あそこちょうど、何といいましたか、ちょっと忘れたんですが、その辺のところも若干ブロック塀の傾きみたいなの、見られるわけです。あそこには学童のクラブとかそういう子供たちの通学といたしますかね、あるいは、一般の方々の通勤のところもありますので、ぜひそういうところも、これは建設課のほうになるのかもしれませんが、検討していただければいいのじゃないかなというふうに思います。

それから、職員研修に当たってですが、それぞれのところでわかりました。

そこで、私、一般質問でも取り上げさせてもらったんですが、SDGsの認知度を上げる

という意味で、やはり職員研修というのは欠かせないことだと思います。他の自治体ではもう進んでいるところは、どんどんやっておりますので、この辺のところの研修をどのようにしていくか、お尋ねいたします。

それから、未来かなえ機構にかかわってですが、大船渡病院のほうに前おられた伊藤院長先生ですか、中部病院のほうに移られたということで、未来かなえネットのシステム自体は、中部圏域のほうまで対象になったということで、これはビジョウ有住の私たちにとりましては、遠野病院とかも加わったということですから、非常にありがたいことですが、もう一つ大事なのは、遠野地区の民間の医院ですね、医科、歯科、眼科、この辺のところ加入の見通しといたしますか、その辺はどういうふうな形になっているか、お尋ねいたします。

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 私からは、SDGsの研修についてお答えいたします。

一般質問でも御質問いただいたところですが、今月、課長補佐以下全職員を対象とした、総合戦略のワーキングを開く予定を組んでおります。その中でSDGsについて共有を図る機会を設けることで準備をしておりますので、それを研修として共有を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（菊池 孝君） 建設課長、山田 研君。

○建設課長（山田 研君） 農林会館裏の町道のブロック塀に関してお答えをいたします。

現地をきちんと確認いたしまして、対応したいと思っておりますけれども、民地の部分のブロック塀ということも考えられるかなと思っておりますので、その辺も十分、現地で確認し、検討していきたいと思っております。また、ほかの町道につきましても、そういう箇所があるかどうか、確認をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（菊池 孝君） 保健福祉課長、佐々木光彦君。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 私のほうからは、3点目の未来かなえネットの関係でお答えをしたいと思います。

議員おっしゃいますとおり、4月から岩手中部ネットと未来かなえネットとの連携が始まっております。岩手中部ネットのほうに既に加入になっている医療機関さんがあると思っておりますので、そちらのほう全ての医療機関と連携ができているということになります。

今後の見込みということですが、加入促進を今後図りながら、そのネット活用のメリット等もPRしながら、加入促進に努めていきたいと思っておりますけれども、現在のところの

数というところまでは、ちょっと把握はしておりませんが、民間の医院さんのほうも入っていらっしゃるものと思っております。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 村上 薫君。

○7番（村上 薫君） 最後に、そのブロック塀についてですが、一例ですね、大船渡市の場合は、民間の民地にあるものも含めて対象としています。例えば避難路沿いの道路とか、そういうところもあるわけですので、その辺も含めて、ぜひ大船渡市の補助金の制度の中を見てください、対応していただければというふうに思います。

○議長（菊池 孝君） 建設課長、山田 研君。

○建設課長（山田 研君） 町道の部分に関しては、そのように対応していきたいと思っております。

○議長（菊池 孝君） ほか、ございますか。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

（挙手 なし）

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（挙手 なし）

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから、承認第1号、平成30年度住田町一般会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号、平成30年度住田町一般会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第3 承認第2号

○議長（菊池 孝君） 日程第3、承認第2号、令和元年度住田町一般会計補正予算（第1号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

承認案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 承認第2号、令和元年度住田町一般会計補正予算（第1号）の専決処分に関し承認を求めることについて御説明いたします。

今回専決処分した補正予算は、既定の歳入歳出の総額にそれぞれ441万6,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ47億5,741万6,000円としたものであります。

初めに、補正後の歳入歳出予算を第1表により御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の2.歳入をごらんください。

14款国庫支出金441万6,000円の増は、プレミアム付商品券事務費補助金329万6,000円、感染症予防事業費等国庫補助金112万円の計上によるものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の3.歳出をごらんください。

3款民生費329万6,000円の増は、臨時職員賃金156万9,000円、プレミアム付商品券システム導入委託料の計上が主なものであります。

4款衛生費224万円の増は、検診・予防接種委託料の増が主なものであります。

14款予備費112万円の減は、予算調整によるものであります。

以上、令和元年度住田町一般会計補正予算（第1号）は、緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、令和元年5月15日に、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

6番、佐々木春一君。

○6番（佐々木春一君） 2点、お伺いいたします。

民生費国庫補助金並びに歳出では、民生費の社会福祉総務費にプレミアム付商品券に係る補正が組まれたわけでありましたが、これまで商品券については、商工費の中での取り扱いであったわけでありましたが、今回、民生費の扱いになったというところで、この商品券の内容、用途がどのようなもので組まれているか、お伺いします。

2つ目は、4款の衛生費で、予防費で検診・予防接種委託料が組まれました。この対象病名並びに接種対象者がどのようになっているか、その点をお伺いいたします。

○議長（菊池 孝君） 保健福祉課長、佐々木光彦君。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） それでは、私のほうから、まず1点目のプレミアム付商品券の関係についてお答えいたします。

今回のプレミアム付商品券につきましては、地方消費税率の10%への引き上げが、低所得者や子育て世帯の消費に与える影響を緩和するというを主目的にしてございます。したがって、低所得者や子育て世帯ということで、今回は民生費のほうに予算化をしたということになっております。

それから、衛生費のほうの検診・予防接種委託料の関係でございますけれども、こちらにつきましては、今回補正した部分につきましては、風疹の関係でございます。風疹の感染拡大が今進んでいるということでございまして、今回の補正につきましては、今まで定期の予防接種が一回も受ける機会がなかった世代の方々を対象に、風疹の追加的対策を講ずるという中身のものでございます。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 佐々木春一君。

○6番（佐々木春一君） 今回のプレミアム付商品券は、交付要件として低所得者並びに子育て世代ということでありました。そうしますと低所得者というのは、従来の緩和要件で取り組んでいる住民税の納税等を対象にするとか、子育て世代については、ひとり親とかそういうのは医療費の部分で、要件として考えられておったわけでありましたが、それらの要件の選考基準というものをどのようなもので、それらを今後どう支出していこうとしているか、お伺いします。

あと、風疹ということでありました。今後、予防接種に当たっての補助率については、どのようになって対応するところか、お伺いします。

○議長（菊池 孝君） 保健福祉課長、佐々木光彦君。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 初めに、プレミアム付商品券の対象者についてでございますけれども、まず、低所得者を対象とした部分につきましては、令和元年度の住民税非課税の方ということになります。課税基準日が、平成31年の1月1日を基準日とした、住民税が非課税の方というのが対象になります。基本的には対象者の方々は、以前に行いました臨時福祉給付金の、それに準じた形で対応をしていくと。対象把握をしていくということになっております。

それから、子育て世帯の関係でございますけれども、今回の対象となりますのは、平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれたお子様がいる世帯の世帯主が該当になるということでございます。

それから、周知の方法ということになりますけれども、子育て世帯につきましては、住民基本台帳のほうから拾えるというものでございますので、そちらのほうから対象者把握をして、対象者にお知らせをするということになりますし、あとは、非課税の方々につきましては、課税を確認した後に対象者の方々に、個別周知という方々で、該当になりそうな方々に個別周知をして、あとは、周知をいただいた方々が御自分の判断で、該当になると思えば申請をしていただくと。それをもとに、うちのほうで審査をさせていただくという流れになります。

それから、風疹の追加的対策の関係ですけれども、これは国のほうからおりてきている事業なわけですけれども、基本的には10分の10、全額国庫負担でやるんだということで進めているところでございます。

○議長（菊池 孝君） ほか。

4番、瀧本正徳君。

○4番（瀧本正徳君） 1点だけ、確認を含めましてお願いしたいと思います。

今話された成人の風疹の予防接種にかかわってでございますが、この目的を果たすという観点でですね、当面、3年間の間に抗体保有率を90%とするよというふうな、具体的な目標まで出しているんです。問題は、仕事のためとか、受けない人が結構いるんじゃないかなというふうに思います。ですから、その部分への対応はどういうふうに考えているか、お伺いします。例えば事業所へ対してとか、個人個人へも周知等々についてお伺いしたいと。

○議長（菊池 孝君） 保健福祉課長、佐々木光彦君。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 風疹に関する追加的対策の関係についてお答えをしたいと思います。

今、議員おっしゃいましたとおり、当面はですね、令和2年の7月までに抗体保有率を85%に上げたい。それから、令和3年度末までには90%に上げたいということで、国のほうから指導が来ているものでございます。令和2年の7月というのは、いわゆる東京オリンピック・パラリンピックを想定してということになります。

検診の周知の方法といいますか、受診を勧奨していく方法になりますけれども、基本的には、保健所による特定健診の機会等を捉えて抗体検査をする。あるいは、事業所の健康診断の場所を捉えて抗体検査をするということで、町のほうでクーポン券を発送しまして、そのクーポン券を持ちまして各事業所であったり、保健所で行う検診、それから医療機関のほうに行っていただいて、まずは抗体検査をしていただきます。抗体価が低い方々については予防接種を行うという形になっておりますので、町のほうからも、あらゆる広報等、それから、個人通知も行くからですけれども、住田テレビ等ですね、さまざまな手段を使いながら周知を図っていきたいと思っております。

○議長（菊池 孝君） 瀧本正徳君。

○4番（瀧本正徳君） そのとおり進めてほしいと思いますし、住田町は正直言って、一人一人がわかるんですよね、対象年齢の方々が。そういう点では90%なんていうことでなくて、100%を目指した取り組みをやっていただきたいというふうに思います。

○議長（菊池 孝君） そのほか、ございますか。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

（挙手 なし）

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（挙手 なし）

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから、承認第2号、令和元年度住田町一般会計補正予算（第1号）の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号、令和元年度住田町一般会計補正予算（第1号）の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第4 承認第3号

○議長（菊池 孝君） 日程第4、承認第3号、住田町コミュニティバスの設置及び運行に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

承認案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、梶原ユカリ君。

○町民生活課長（梶原ユカリ君） 承認第3号、住田町コミュニティバスの設置及び運行に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて御説明いたします。

今回の改正は、本町が運行するコミュニティバスの川口上有住駅線の運行経路の変更と住田町役場停留所の新規設置及びそれに伴う運賃の改正を行うものであります。

新旧対照表の1ページをごらんください。

別表1．第4条関係は、住田町役場停留所の新規設置により、川口上有住駅線の起点を地域診療センターから住田町役場に変更するものであり、それに伴う運行距離を定めるものであります。また、住田町役場から奥新切、新田、奥火の土を經由し、上有住駅及び上有住集会センターまで、直通の運行距離を定めるものであります。

別表2．第5条関係は、川口上有住駅線の停留所に住田町役場を追加するものです。

2ページ、別表3．第8条関係は、住田町役場停留所設置により、川口上有住駅線の運賃表を変更するものです。

附則は、施行日を平成31年4月1日とするものです。

運行ダイヤ改正に関する自家用有償旅客運送者登録証の交付日が平成31年3月26日であり、施行までに時間的な余裕がなかったことから、平成31年3月29日付で、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから、質疑を行います。

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

(挙手 なし)

○議長(菊池 孝君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(挙手 なし)

○議長(菊池 孝君) 討論なしと認めます。

これから、承認第3号、住田町コミュニティバスの設置及び運行に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(菊池 孝君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号、住田町コミュニティバスの設置及び運行に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第5 承認第4号

○議長(菊池 孝君) 日程第5、承認第4号、住田町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

承認案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

税務課長、佐藤 修君。

○税務課長(佐藤 修君) 承認第4号、住田町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて御説明いたします。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令がそれぞれ公布され、原則として、平成31年4月1日及び同年6月1日に施行されることとなるため、住田町税条例の改正を行う必要があることから改正

するものであります。

改正条文に沿って御説明いたします。

改正条例、1ページの部分をごらんください。

改正条例中の第34条7第1項及び第2項の改正は、住民税のふるさと納税に係る寄附金控除に係る地方税法の改正に伴い、条例改正するものであります。

税条例附則第7条の3の2第1項及び第2項、2ページの同条第3項については、住宅借入金取得控除の控除期間の拡充等について、地方税法の改正に伴う改正であります。

同じく、2ページの附則第7条の4及び第9条第1項及び第2項、3ページ、附則同条第3項、第4項、附則第9条の2及び第10条の2第4項から同条第16項については、法改正に伴う条文の整備であります。

4ページをごらんいただきたいと思います。

4ページ、附則第10条の3第6項から5ページ、同条第12項までの改正については、地方税法及び地方税法施行令の改正に合わせて条文改正したものであります。

続きまして、6ページをごらんいただきたいと思います。

改正条例中の附則第16条第1項から次ページ7ページになりますが、附則第16条第2項、8ページ、9ページ、同じく第3項及び第4項は、軽自動車税のグリーン化特例について3段階で改正しようとするもので、平成29年度課税分の廃止及び対象車両の改正、地方税法改正に伴う条文改正となっております。

9ページをごらんいただきたいと思います。

附則第16条の2第1項につきましては、前条の改正に伴う条文整備であります。

同じく9ページ、附則第22条第3項及び第4項の改正は、東日本大震災において損壊等した共有する家屋が共有する土地にある場合、その土地についても申し出により、共有者で案分できる等の法律改正に伴う改正であります。

10ページをごらんいただきたいと思います。

改正条例の改正のための附則を定めており、附則第1条で施行期日を定め、この条例は、平成31年4月1日から施行することとしておりますが、1ページ、第34条の7のふるさと納税の寄附金控除に係る改正規定並びに2ページ、附則第7条の4、第9条及び3ページ、第9条の2の改正規定並びに改正条例第1条、附則第2条第2項から第4項につきましては、同年の6月1日から施行することとしております。

附則第2条第1項から第4項につきましては、個人の住民税に係る経過措置、附則第3条

につきましては、固定資産税に係る経過措置、附則第4条につきましては、軽自動車税に係る附則措置をそれぞれ定めております。

施行までに時間的な余裕がなかったことから、平成31年3月29日付で、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、同条第3項の規定により承認を求めたものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

（挙手 なし）

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（挙手 なし）

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから、承認第4号、住田町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号、住田町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第6 議案第1号

○議長（菊池 孝君） 日程第6、議案第1号、住田町定住自立圏形成協定の議決に関する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 議案第1号、住田町定住自立圏形成協定の議決に関する条例について御説明いたします。

今回の条例制定は、人口減少が進む中、人が定住するために必要な生活機能の確保に向けて、定住自立圏形成協定を締結し、生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化の観点から連携する取り組みを進めるに当たり、定住自立圏形成構想推進要綱により議会の議決を経ることになっていることから、地方自治法第96条第2項の規定に基づく条例を制定しようとするものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

1番、荻原 勝君。

○1番（荻原 勝君） これ、定住自立圏ですけれども、まず、大船渡との連携というか、そういうことになっていくんじゃないかなというふうに思いますが、2点伺います。

1点目、大船渡市との定住自立圏によって、住田町の結婚応援はどう進展していくのでしょうか。こっちは夢のあるほうです。

2点目、二律背反することかもしれませんけれども、大船渡市の昨年、平成30年度の対県要望書、県への要望書ですね、岩手県への、これ13項目ある中で4項目、その中で県にプレゼンした5項目の中で4項目が、住田町に深く関係することでした。飲み込まれずに、お互いが相乗効果で必要とし合えるようになれるのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） まず、1点目の結婚対策の部分でございますけれども、大船渡市さんと協定を結んで、これから何を事業していくのかという具体化は、これから協議をしていくこととなります。ただ、事前に、どの程度連携できる事業があるかという事前打ち合わせの中では、結婚対策というものも、その中に項目として入っております。ただ、それをこれからどう進めていくかというのは、これからということになります。

それから、2点目の対県要望の項目が住田町と重なっている部分ということで、飲み込まれないようにという点でございますけれども、今回は、定住圏の圏域を形成するという連携でありまして、それぞれの自治体に、この協定を結ぶことで、取り組んだ事業に対する特別交付税が措置されることになっております。

予算的なものは、大船渡市、住田町それぞれ別々に予算措置されるものですので、一体になるということではございませんので、あくまでも連携できることは連携しながら、それぞれの生活圏域の中の機能を向上していきましょうという取り組みでございますので、飲み込まれるというような想定ではございません。

○議長（菊池 孝君） ここで、暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 01 分

再開 午前 11 時 11 分

○議長（菊池 孝君） 再開します。

ここで、保健福祉課長より答弁の訂正したい旨の申し出がありましたので、これを許します。

保健福祉課長、佐々木光彦君。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 先ほど、佐々木議員のほうにお答えしました、令和元年度住田町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の関係で、風疹対策のところ、補助率のお話の部分の訂正がございますので、御報告させていただきます。

感染症予防事業費等国庫補助金につきましては、風疹の追加的対策につきましては、抗体検査部分が補助対象となっております、そこが2分の1ということになります。抗体がなくて予防接種までする場合には、その部分は普通交付税に算入という形になるということになっております。よろしく願いいたします。

○議長（菊池 孝君） 質疑、ほかにございますか。

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

（挙手 なし）

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（挙手 なし）

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号、住田町定住自立圏形成協定の議決に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(菊池 孝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、住田町定住自立圏形成協定の議決に関する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第2号

○議長(菊池 孝君) 日程第7、議案第2号、消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、熊谷公男君。

○総務課長(熊谷公男君) 議案第2号、消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例について、提案理由の説明をいたします。

今回の改正は、平成24年に社会保障と税の一体改革ということで、社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正するなどの法律及び平成28年4月の改正により、本年10月1日から消費税税率が引き上げられることに伴い、以下の16の条例について、一括して一部改正をしようとするものであります。

改正の内容は、消費税率の引き上げに合わせ、使用料等を改正しようとするものであります。

対照表により御説明いたします。

第1条は、住田町簡易水道事業給水条例の一部改正であります。

第22条の料金、第28条の手数料について、左側、改正前の表の下線部を右側の改正後の表の下線部の率及び料金に改めようとするものであります。

次に、2ページ目にかけての第2条であります。

第2条は、住田町立学校施設使用料条例の一部改正であります。

別表中の各施設区分ごとの使用料については、改正前下線部の料金を改正後の下線部の料金に改めようとするものであります。

次に、第3条であります。

第3条は、住田町公民館設置条例の一部改正であります。

同じく別表中の各施設区分ごとの使用料について、改正前下線部の料金を改正後の下線部の料金に改めようとするものであります。

次に、第4条であります。3ページをごらんください。

第4条は、道路占用料徴収条例の一部改正であります。

別表、備考9の率について、改正前下線部の率を改正後の下線部の率に改めようとするものであります。

次に、第5条であります。

第5条は、住田町死亡獣畜取扱所設置管理に関する条例の一部改正であります。

別表中の各畜種区分ごとの使用料については、改正前下線部の料金を改正後の下線部の料金に改めようとするものであります。

次に、4ページ目にかけての第6条であります。

第6条は、運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正であります。

別表中の各施設区分ごとの使用料について、改正前下線部の料金を改正後の下線部の料金に改めようとするものであります。

次に、8ページ目にかけての第7条であります。

第7条は、農業者研修施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正であります。

別表中の各施設区分ごとの使用料について、改正前下線部の料金を改正後の下線部の料金に改めようとするものであります。

次に、第8条であります。8ページをごらんください。

第8条は、住田町民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正であります。

別表中の利用者区分ごとの入館料について、改正前下線部の料金を改正後の下線部の料金に改めようとするものであります。

次に、第9条であります。

第9条は、町営住宅等集合浄化槽使用料条例の一部改正であります。

第5条の改正前下線部の率を改正後の下線部の率に改めようとするものであります。

次に、9ページ目にかけての第10条であります。

第10条は、住田町保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正であります。

別表中の各施設区分ごとの使用料について、改正前下線部の料金を改正後の下線部の料金

に改めようとするものであります。

次に、11ページ目にかけての第11条であります。

第11条は、住田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正であります。

別表1、社会体育館及び別表2、生涯スポーツセンターの各施設区分ごとの使用料について、改正前下線部の料金を改正後の下線部の料金を改めようとするものであります。

各別表下段の備考3については、文言の整理であります。

次に、12ページ目にかけての第12条は、下水道条例の一部改正であります。

第33条の改正前下線部の率を改正後の下線部の率に改めようとするものであります。

次に、第13条であります。12ページをごらんください。

第13条は、道路法の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例の一部改正であります。

第10条第3項について、改正後の下線部の率にしようとするものであります。

次に、13ページ目にかけての第14条は、住田町地域情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部改正であります。

別表1、別表2の各利用者区分ごとの使用料及び別表3の広告等放送料について、改正前下線部の料金を改正後の下線部の料金を改めようとするものであります。

次に、第15条であります。13ページをごらんください。

第15条は、住田町役場庁舎、町民ホールの使用に関する条例の一部改正であります。

別表中の使用料について、改正前下線部の料金を改正後の下線部の料金を改めようとするものであります。

次に、第16条であります。

第16条は、住田町木工館の設置及び管理に関する条例の一部改正であります。

別表中の使用料について、改正前下線部の料金を改正後の下線部の料金を改めようとするものであります。

次に、附則でございます。

第1は、施行期日であります。

施行期日を令和元年10月1日と定めようとするものであります。

第2は、経過措置であります。

第2条、第3条、第5条から第8条、第10条、第11条、第15条、第16条の改正後の使用料は、施行日以降の使用について適用し、同日以前の使用については、従前のとおり

としようとするものであります。

第3から第5は、この条例施行日の前から継続している水道、合併浄化槽、下水道の使用料で、令和元年10月31日までの間に確定した使用料については、従前のおりとしようとするものであります。

第6は、住田町地域情報通信基盤施設の使用料の前納額についての経過措置であります。差額の納付について、定めようとするものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

4番、瀧本正徳君。

○4番（瀧本正徳君） 1つ、確認含めた質問でございますが、いずれ10月1日から予定どおり10%の消費税というふうなことに、それに対する今回、関係条例の整備ということです。

ただ、世の中の動き等々の関係で、未確定の部分がいっぱいあるんです。制度的に何回か読んでみたんですが、1つは世の中の動きで、リーマンショック以上の大きなことがあった場合は、どうのこうのというふうな言い方はしているんですけども、この条例と未実施という場合の関連というのはどうものなのか、まずお伺いします。

○議長（菊池 孝君） 総務課長、熊谷公男君。

○総務課長（熊谷公男君） もし国の判断で施行について変更があるというような場合につきましては、9月議会において所定の手続きをとって、その変更の内容に沿った手続きをとると。変更、延期なら延期、廃止なら廃止、あるいは、別な形での改正があるのであれば、そういうような提案をさせていただきたいなというふうに思っております。

以上であります。

○議長（菊池 孝君） 4番、瀧本正徳君。

○4番（瀧本正徳君） 具体的に言いますと、今回の改正はないよというふうな形になる可能性があるということで解釈してよろしいわけですか。

○議長（菊池 孝君） 総務課長、熊谷公男君。

○総務課長（熊谷公男君） 今回の改正の目的は、3月議会でも企画財政課長申し上げましたけれども、9月議会の提案で10月1日からの施行というのは若干、周知期間が不親切じゃないのかという判断もありまして、あとは財源確保の観点もございまして、したがって、

今回の6月の提案ということになったわけであります。

議員御質問の関係ですけれども、廃止ということになれば廃止の手続を、条例の一部改正の廃止という形、変更ということであれば、一部改正なら一部改正という形になるかと考えております。

以上であります。

○議長（菊池 孝君） 瀧本正徳君。

○4番（瀧本正徳君） この条例改正と、この後の元年度の補正がセットで動くわけですね。その辺も含めて、同じような考え方でいいのかどうかについてお願いします。

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 議員御質問のとおり、セットでといいますか、国の動向に合わせて、こちらも対応するというような形になろうかと思えます。

○議長（菊池 孝君） ほか、ございますか。

3番、佐々木信一君。

○3番（佐々木信一君） 4ページの運動公園施設設置利用の関係で、テニスコートの部分で整備されていないという部分で、使えないというのが出てきておりますので、料金設定もよろしいんですけれども、できるだけ使えるような形に整えてほしいというのが1つと、もう一つは農業者研修施設、農林会館の部分なんですけれども、スプリンクラーが今壊れているという部分で、何かいろんな行事をしたいというのに、農林会館が使えなくなっているという話が出ていますが、それはどういうふうな方法で改修していくのか、お伺いいたします。

○議長（菊池 孝君） 教育次長、伊藤豊彦君。

○教育次長（伊藤豊彦君） テニスコートの整備につきましては、予算等確保に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（菊池 孝君） 農政課長、紺野勝利君。

○農政課長（紺野勝利君） 農林会館の使用につきましては、緊急的な修繕という考えで、できるだけ早く使えるようにするという考えでおります。

以上です。

○議長（菊池 孝君） ほか。

6番、佐々木春一君。

○6番（佐々木春一君） 今回、示された手数料なり利用料、使用料についてであります。私、基本料金の改定ということでの提案で、これからの運営にかかわる部分で、ある程度の

利用者の負担を求めるといふ形であれば、審議をする余裕もあるわけですがけれども、あくまでも消費税の増税にかかわって、本日示されたそれぞれの料金は、税込みという形で理解してよろしいんですか。

○議長（菊池 孝君） 総務課長、熊谷公男君。

○総務課長（熊谷公男君） 金額の部分については税込みでありますし、率については、使用料掛ける税率という形で御理解をいただければと思っております。

以上です。

○議長（菊池 孝君） ほか、ございますか。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

6番、佐々木春一君。

○6番（佐々木春一君） 議案第2号、消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例について、反対の立場で発言をいたします。

安倍政権が10月から狙う消費税10%への増税に対し、町民の中でも中止を求める声が大きく広がっている中で、今回の町民に負担を押しつける関係条例の整備は、まだ国の法律の施行前に、町が先行して増税に準ずる条例を改正するという点については、同意しかねます。

消費税は、低所得者ほど負担が重くなる税制であります。増税は、消費を冷え込ませ、景気を悪化させるだけではなく、格差と貧困の拡大に追い打ちをかけます。2014年4月の8%の前の増税以来の消費の低迷に加え、中国経済の減速や、米中の貿易摩擦に伴う輸出の落ち込みで、国民生活の悪化と日本経済の不振は、いよいよ明らかになっています。こうした中で消費税を10%増税すれば、暮らしも経済も破綻します。

これまで大企業、財界の要求に応え、法人税を減税し、大企業の内部留保は425兆円を超えています。その穴埋めのために消費税増税分を使ってまいりました。私たち地方にあって農林業や中小の商店、事業者、年金生活者など低所得者を抱えている中で、消費税10%の増税中止を求めるとともに、消費税に頼らず、大企業、富裕層から応分の負担を求め、税財政改革を提案いたします。

今回の増税に当たっては、十二分の対策をとると称して、食料品などの税率を据え置く複数税率の導入や、キャッシュレス決済時のポイント還元、プレミアム付商品券の発行などに

巨額の経費を投じております。複雑怪奇な仕組みは混乱を招くだけであります。

よって、自治体として、住民に負担をかける消費税増税に伴う利用料や手数料の増額には賛成しかねます。

以上をもって、消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例には反対をいたします。議員各位の御賛同をお願いいたしまして、発言とします。

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

4番、瀧本正徳君。

○4番（瀧本正徳君） 賛成の立場から発言させていただきます。

私も今の反対討論を聞きながら、そのとおりでなというふうに思いながら聞いておりましたが、まさにそのとおりという反面ですね、私個人的にも、今から大きな負担、税負担については、できれば余計な金を出したくないという、余計な金じゃないんですが、そういうふうに考えております。

しかし、今の世の中、多岐にわたる福祉制度、いろんな諸策を進めていっているわけでございます。生活条件、いろんな条件をまさに改善しようというふうな政策がいっぱいいっぱい進んでいるというふうに私は思っております。高福祉を望む以上は、ある程度の負担はしようがないだろうというふうに、ふだんから思っているものであります。

よって、今回、このような形の消費税増税にかかわる関係条例の整備ということについては、当然あってしかるべきものかなというふうに思いますので、当面は、これをもって進めたいというふうに思います。賛成の立場から話をしました。皆さん方の賛同をいただきたいと思っております。

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（挙手 なし）

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（挙手 なし）

○議長（菊池 孝君） これで討論を終わります。

これから、議案第2号、消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立 少数）

○議長（菊池 孝君） 起立少数であります。

したがって、議案第2号、消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例は否決されました。

◎日程第8 議案第3号

○議長（菊池 孝君） 日程第8、議案第3号、住田町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

税務課長、佐藤 修君。

○税務課長（佐藤 修君） 議案第3号、住田町税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律並びに地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令、地方税法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、税条例の所要の改正を行うものであります。

それでは、改正条文に沿って御説明いたします。

1ページをごらんください。

改正する条例第1条中、第36条の2第6項は、個人町民税の申告について、所得税法等の改正に伴い、年末調整等を行ったものが電磁媒体を使って申告する際の添付書類の添付の簡素化が図られたことに対する条文の追加であります。

1ページから2ページにかけての第36条の3の2及び第36条の3の3第1項、2ページの同条第2項から第5項、同じく第36条の4の改正につきましては、子供の貧困に対応するため、今までは未婚のひとり親について個人住民税の非課税枠から外れていたものを、単身児童扶養者と呼びますが、同様の非課税対象とすることに伴う条文の改正及びその記載方法について定義したものであります。

3ページをごらんください。

附則第15条の2、軽自動車に環境性能割を課すこととなりますが、消費税増税に伴う負担感を解消するため、臨時的に税を軽減するための条文改正です。

附則第15条の2の2第2項から第4項につきましては、環境性能割の賦課徴収を県が行

うことから、賦課徴収の特例を新設するための条文の追加であります。

4ページをごらんください。

4ページの附則第16条第1項から5ページ、6ページと同条第4項までの改正については、軽自動車税のグリーン化特例を3段階に分けて改正するための条文改正であります。

6ページ、中段の改正条例第2条について御説明いたします。

第24条第1項第2号につきましては、先ほどの改正条例第1条でも述べたとおり、単身児童扶養者を追加し、非課税者の拡大を図るための条文改正であります。

同じく6ページ、附則第16条にあわせて、次の7ページをごらんいただきたいと思えます。

第5項を追加し、令和4年度と5年度分の軽自動車税について、グリーン化特例を電気・軽自動車等に限り税の軽減を図るための条文となっております。

第16条の2については、第5項追加による条文の改正となっております。

同じく7ページ、改正条例第3条につきましては、下段、第15条の6第2項につきましては、環境性能割の税率を1%軽減するための条文改正であります。

8ページをごらんいただきたいと思えます。

上段、第16条につきましては、改正に伴う条文の整理であります。

同じく8ページ、改正条例第4条について御説明いたします。

第48条につきましては、同条第13項が追加されたことによる条文整備であります。

9ページをごらんください。

9ページと同条第13項から第17項までの追加につきましては、法人住民税の申告について、資本金1億円以上の大企業について、令和2年4月以降に開始する事業年度分から電子申告を義務づける法律が施行されることにより、ネット障害や災害等によるデータ送信ができなかった場合に、書面による申告書の提出もできる規定が加わったことによる条文追加であります。

附則の改正につきましては、条文の整備に伴う改正となっております。

10ページの改正条例附則につきましては、第1条で施行期日を定めるもので、令和元年10月1日からの施行としておりますが、同条第1号では、単身児童扶養者を規定する条文及び法人住民税の電子申告の不可抗力による場合の義務化の解除については、公布の日から施行することとしております。

以下、第2号から第4号まで、それぞれ施行日が変わるものを定義しております。

附則第2条以下につきましては、それぞれ町民税、軽自動車税等の施行日までの経過措置を定義したものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

6番、佐々木春一君。

○6番（佐々木春一君） 軽自動車税に係る環境性能割の適用区分の見直しということで出て、これは、電気自動車が主たると思うんですが、町内における電気自動車の入っている状況とかそういったのは把握できているか、確認させていただきたいと思います。

○議長（菊池 孝君） 税務課長、佐藤 修君。

○税務課長（佐藤 修君） 今のところ、電気自動車については把握しておりません。

環境性能割につきましては、今後申告される自動車から適用されるものですので、今後、申告の状況によって、台数等が変化するものと考えております。

○議長（菊池 孝君） ほか。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

（挙手 なし）

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（挙手 なし）

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号、住田町税条例等の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、住田町税条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第4号

○議長（菊池 孝君） 日程第9、議案第4号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長、佐々木光彦君。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 議案第4号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

今回の一部改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部が改正され、年3%に固定されている災害援護資金の貸付利率について、これよりも低い利率で貸し付けを条例で設定できるようになったことなどを踏まえて改正するものです。

新旧対照表により説明いたします。

第14条は、保証人要件を緩和し、保証人を立てる場合は無利子に、保証人を立てない場合は年1.5%に、災害援護資金の貸付利率を変更するものです。

第15条は、災害援護資金の償還方法の拡充と文言の整理をするものです。

附則第2項及び第3項は、文言の整理をするものです。

なお、この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

（挙手 なし）

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（挙手 なし）

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(菊池 孝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第5号

○議長(菊池 孝君) 日程第10、議案第5号、介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長、佐々木光彦君。

○保健福祉課長(佐々木光彦君) 議案第5号、介護保険条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

今回の一部改正は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律において、低所得者の第1号保険料強化に関する改正が行われ、平成31年4月1日から、第1号被保険者、第1段階、第2段階及び第3段階の保険料を改正するものです。

新旧対照表により説明いたします。

第2条第2項は、第1号被保険者、第1段階についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料を同号の規定にかかわらず、2万8,300円とするもの。

第3項は、第2段階について規定するもので、前項中、2万8,300円とあるのは、4万7,200円と読みかえるもの。

第4項は、第3段階について規定するもので、第2項中、2万8,300円とあるのは、5万4,800円と読みかえるものです。

附則は、施行期日を定め、平成30年度以前の保険料については、従前の例によることを定めたものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

（挙手 なし）

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（挙手 なし）

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号、介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第6号

○議長（菊池 孝君） 日程第11、議案第6号、子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、梶原ユカリ君。

○町民生活課長（梶原ユカリ君） 議案第6号、子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の一部改正は、令和元年8月1日から医療費助成事業の現物給付の対象が県内統一で、未就学児と妊産婦から小学生までの児童と妊産婦に拡大されることにより、所要の改正をするものです。

新旧対照表により御説明いたします。

1 ページ、第 1 条、第 2 条第 3 号、第 3 条及び 2 ページ第 4 条第 3 号、第 6 条は、障害者の「害」の表記を平仮名に改正するものです。

1 ページ、第 2 条第 8 号は、保険証の定義に「私立学校教職員共済法に係る加入者証」を明記するものです。

第 4 条第 1 号は、所得税法に規定する「控除対象配偶者」の名称を法改正により、「同一生計配偶者」に改正するものです。

2 ページ、第 10 条第 3 項は、現物給付の対象を「未就学児」から「出生の日から 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者」に改正するものです。

附則として、この条例は、令和元年 8 月 1 日から施行するものです。

この条例による改正後の子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の規定は、この条例の施行日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例によるものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

（挙手 なし）

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（挙手 なし）

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 6 号、子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 号、子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改

正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第7号

○議長（菊池 孝君） 日程第12、議案第7号、住田町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、梶原ユカリ君。

○町民生活課長（梶原ユカリ君） 議案第7号、住田町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の一部改正は、用語の定義について、所要の改正をするものです。

新旧対照表により御説明いたします。

1 ページ、第2条は、保険証の定義に「私立学校教職員共済法に係る加入者証」を明記するものです。

附則として、この条例は、令和元年8月1日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

（挙手 なし）

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（挙手 なし）

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号、住田町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(菊池 孝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、住田町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第8号

○議長(菊池 孝君) 日程第13、議案第8号、令和元年度住田町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長(横澤則子君) 議案第8号、令和元年度住田町一般会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,724万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ48億1,466万5,000円とするものであります。

初めに、補正後の歳入歳出予算を第1表により御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は9ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の2.歳入をごらんください。

14款国庫支出金2,262万3,000円の増は、プレミアム付商品券事務費補助金850万円、「関係人口創出・拡大事業」モデル事業委託金736万8,000円の計上が主なものであります。

15款県支出金283万6,000円の増は、低所得者保険料軽減負担金124万9,000円の増、移住支援事業費補助金153万円の計上が主なものであります。

18款繰入金2,700万円の増は、財政調整基金繰入金の増によるものであります。

20款諸収入449万円の増は、コミュニティ助成金140万円、移住・定住・交流推進支援事業助成金170万円の計上が主なものであります。

21款町債30万円の増は、過疎地域自立促進の増によるものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

3ページをお開き願います。

なお、詳細は11ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の3.歳出をごらんください。

2款総務費1,359万9,000円の増は、関係人口創出事業業務委託料の増、移住支援金200万円の計上が主なものであります。

3款民生費1,791万7,000円の増は、プレミアム付商品券発行事業費補助金1,127万円の計上、介護保険特別会計繰出金499万8,000円の増が主なものであります。

4款衛生費904万1,000円の増は、飲料水施設整備費補助金900万円の増が主なものであります。

6款農林業費619万4,000円の増は、農業機械等導入支援事業費補助金288万円の増、備品購入費の計上が主なものであります。

8款土木費8,000円の増は、岩手県治水砂防協会負担金8,000円の増によるものであります。

9款消防費19万7,000円の増は、防災行政無線保守点検委託料の増によるものであります。

10款教育費1,018万7,000円の増は、保健室等空調設備設置工事費、害虫等防除委託料の計上が主なものであります。

14款予備費10万6,000円の増は、予算調整によるものであります。

次に、地方債の補正を第2表により御説明いたします。

5ページをお開き願います。

今回の補正は、変更であります。

過疎地域自立促進事業を30万円増額し、1億1,120万円にしようとするもので、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

1番、荻原 勝君。

○1番（荻原 勝君） 1点、伺います。

14ページ、歳出、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、15節工事請負費4

14万1,000円及び3項中学校費、1目学校管理費、15節工事請負費492万9,000円について伺います。

ここは、国からの予算で小中学校の普通教室に設置したエアコンとは別に、町の単独予算で小中学校の保健室や職員室などに設置するエアコンなのだと思いますが、これからとなると、今度こそ設置できない自治体と同様に、人件費や資材価格の高騰などの弊害が出てくるのではないかと推測します。入札等、大丈夫でしょうか。

○議長（菊池 孝君） 教育次長、伊藤豊彦君。

○教育次長（伊藤豊彦君） 議員御質問のとおり、そういった懸念があるところであります。

入札については可能であります。その後の契約、それから工事施工といったところで、そういった懸念がありますが、極力落札した業者等にもお願いして、早期の設置に努めたいというふうに考えております。

○議長（菊池 孝君） ほか。

4番、瀧本正徳君。

○4番（瀧本正徳君） 最初に、どこということじゃなくてですね、先ほど、消費税関係の10%部分に関しては認めないというふうな形、条例は、それは認めないということになっていきますので、それにかかわる部分についての訂正があるのか、ないのかをまず最初に確認しておきたいと思います。

あとはですね、具体的には、それを受けてからになると思いますが、11ページの旅費の件なんです。先ほど来、減額は、研修等の事業の縮小だから、だめだというふうな話をしていたんですが、今回は、11ページの旅費の部分については増額になっているということで、何か別な計画かなというふうに思いながらですね、その増加の理由をお聞かせいただきたいというふうなのが1つ目。

それで、細かいことで申しわけないんですが、12ページの3款民生費の中の社会福祉総務費の12節の役務費の郵便料が、当初5,000円が110万円というふうな形ですね、数字が一体何なのかという部分がありますので、この分についてお伺いします。

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 先ほど、消費税にかかわっての使用料の条例の否決にかかわってですけれども、今年度当初予算から消費税増税の使用料増を見込んで予算措置をしている状況があります。今回の6月補正で、そこに直接かかわるものはないですけれども、当初予算上で、既に計上しているという状況がございます。

それから、2点目の旅費でございますけれども、この旅費の増額は、関係人口の事業を実施するための予算でございます。昨年度も「関係人口」創出事業ということで事業をしてきたわけですが、今年度は民間企業を中間に入れて、都市部の民間関係者のネットワークの中で、つながりを広げていこうという取り組みをしようとするものであります。

都市部での説明と住田町へ来るツアーの実施に係る旅費が、ここに計上されております。

○議長（菊池 孝君） 保健福祉課長、佐々木光彦君。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 私のほうからは、3点目の民生費、社会福祉総務費の中の役務費の郵便料の関係についてお答えいたします。

この郵便料の増は、プレミアム付商品券の関係でございまして、該当になると思われる方々への申請書の送付、それから、審査が終わりまして、引きかえ券というのを送付いたしますので、その郵便料を計上したものでございます。

○議長（菊池 孝君） ここで、4番、瀧本正徳君の再質問を保留し、午後1時まで休憩します。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○議長（菊池 孝君） 再開します。

休憩前に保留いたしました4番、瀧本正徳君の再質問を許します。

瀧本正徳君。

○4番（瀧本正徳君） それでは、確認も含めまして、質問させていただきます。

最初に話した使用料等にかかわる消費税増に対応することは認められないよというふうな形の結論になったわけですが、全く関係ないという発想じゃなくてですね、物の考え方として、できれば単なる使用料だけというような範囲で解釈するのか。いや、そういうふうな趣旨について、わかりましたというような形で押さえたのか、どっちなんだべなというふうな形で思いました。

私個人的には、消費税そのものについては賛成ではないけれども、負担が大きくなることは誰も賛成しませんから、やはりそれ相応の流れがあってしかるべきというふうな形で考えていましたので、その辺に対する考え方があるのであれば、伺っておきたいなというふう

思います。

旅費の関係です。旅費の関係の増については、関係人口等々にかかわってということで、それでいいのかなというふうに私は思いました。ぜひともこの部分については、もっともっと進めてほしいという気持ちがあります。

そこで、確認しておきたいんですが、住田町として、都市住民等を対象にして今回の事業をやって、それにかかわる旅費を出すんだというふうになってはいますが、要するに、ここで言うですね、事業概要からいえば、最終的には新たな仕事の創出と、新たな地域づくりに協力できる環境づくりをするんだというふうな形の計画を出していますけれども、その具体的な部分ですね。旅費から事業本体に行くのは、ちょっとあれなのかなとは思いますが、旅費がふえた分は事業拡大があるという解釈から、ここの部分の「関係人口創出・拡大事業」モデル事業等にかかわっての具体的な中身を説明いただきたいと思います。

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 消費税及び施設の使用料金の増につきましては、当初予算で計上するというので、3月議会で提案をして、条例に関しては、6月議会で提案をしますよというような説明の中で、議会の皆様にも説明してきたところであります。

予算のほうについては採択をいただきまして、予定どおり進めている中で、今回の条例については不採択という結果を受けて、今後はというところになるかと思えますけれども、まず、1つは、国の消費税の導入の時期がまだ示されていないので、国の動向に合わせた予算措置というものがございまして、水道については、消費税を支払わなければならないという状況がありますので、再度、議会の皆様に条例を提案するという場面が必要になるかというふうに思っております。

今回の6月議会には、大きな影響がありませんといった部分は、利用料についての収入の増減については、今回は、上程はされていませんという内容で答弁をさせていただいたということでもあります。

それから、関係人口につきましては、昨年度から「関係人口」創出事業ということで、モデル事業に取り組みさせていただきました。こちらから出向く職員等の旅費と、それから中間支援に頼っております一般社団法人の、まちづくり団体の費用というものが、その旅費に含まれております。ツアーに来る方の費用等については自己負担があるというような形で、ツアーを実施するというような内容になってございます。

今期の平成31年度につきましては、さらに、新たに関係人口を広げるために、民間の企

業の方々を「関係人口案内人」という形で、その方々のネットワークで人を集めていただいて、住田町のPRをしながら住田に、そのネットワークの方々をツアーとして連れてくるというような取り組みをしようというものでございます。

最終的に、仕事づくりという部分はありますけれども、なかなか定住というのはハードルが高いものですから、関係人口の中で交流を深めながら次のステップとして、二地域居住のような形で住田町にも暮らしたり、都会に暮らしながらというようなところのステップ、その後定住というような形で、定住人口拡大を図っていききたいなというふうに考えているところでもあります。

○議長（菊池 孝君） 瀧本正徳君。

○4番（瀧本正徳君） 了解しました。使用料については、その流れ等がよくわかりましたので、ぜひとも、いずれバランスのとれた、当たり前の動きをしていただきたいなというふうに思います。

それから、関係人口関係については、おっしゃるとおりだというふうに私は思いますし、なお一層ですね、効果の上がる工夫を進めていっていただきたいと。全国で、この分野については21団体とかどうのということもありますので、そういう中では大いに手を挙げながら積極的に、この部分については取り組んでいただきたいというふうに思います。

終わります。

○議長（菊池 孝君） そのほか、ございますか。

11番、阿部祐一君。

○11番（阿部祐一君） 2点、お願いします。

12ページ、6款農林業振興費です。1項、4目、13節の委託料について2点ありますが、お伺いいたします。

まず、おがくずリサイクル施設解体工事とありますが、これ、田畑の施設だと思って聞くんですが、解体に至ったわけをお聞かせください。

それから、牧草ロールのほうですが、移動・保管ということで、まだまだ処分がなされていないわけですが、現在の保管状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

○議長（菊池 孝君） 農政課長、紺野勝利君。

○農政課長（紺野勝利君） まず、おがくずリサイクルセンターの解体工事ではありますが、議員がおっしゃいましたとおり、田畑の施設であります。ここは、もともと農協の施設でありましたが、合併のときに寄附をいただき、町としては安全・安心農業の堆肥づくりに活用し

てまいりました。

途中で活用をしなくなったわけですけれども、その際に、安全・安心農業ではなく、利用する人がいるので、しばらく使用料は要らないから、そのまま使わせてほしいという、所有者のほうからのお話がありまして、いろいろ協議しまして最終的に、利用しなくなったときに解体するというお約束をしておりました。それで今回、所有者のほうからの申し出もありまして、約束どおりということで、解体という流れになってございます。

それから、牧草のロールの関係ですけれども、今回、委託料として予算要求しておりますのは、まさに御質問のことでありまして、今現在かけてありますブルーシート、それから網等が大分劣化してきていると。このままでは風雪により壊れて飛んでしまうようなことが考えられることから、改めてしっかり封じ込めようということでの予算要求ということになっております。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 阿部祐一君。

○11番（阿部祐一君） リサイクルセンターですが、所有者の意向もあるというふうに聞きました。町長は安心・安全の農業を守る、進めていくということを今、成果でも一生懸命進めているわけですね。それから堆肥の利用とかそういうことを考えると、本来の町としてのね、安心・安全の農業政策をどうやって進めていく考えなのか伺いたします。

それから、放射能汚染のほうですが、キノコのほうの原木等焼却にあったと聞いておりますが、このロールの焼却は、いつごろまでに焼却の方向であると思いますが、そっちの状況はどうなっているのか伺いたします。

○議長（菊池 孝君） 農政課長、紺野勝利君。

○農政課長（紺野勝利君） この施設を利用していた時期は、一緒に堆肥づくりをして、同じような堆肥で、安全・安心を進めていきたいと思いますという考えで進めたころだったというふうに思います。その後になかなかそれぞれの考えがございまして、なかなか同じ堆肥でということには至りませんでしたので、結果的に堆肥づくりに関しては、みんなで一緒ということではなくなったという経緯がございまして、どのように進めていくかということでございますけれども、本当であれば講座を開いて、また、実施していこうという考えでございましたけれども、募集した結果、なかなか集まることがなかったということもございましたので、小さく集落からの要望に応えた講座を開催したり、テレビによる安全・安心の農業をPRしたりしながら進めてまいりたいと。それにより安全・安心農業に取り組む人を少しでもふやして

いくという考えであります。

それから、放射線により汚染された牧草ですけれども、これは本来であれば、一般のごみと同じように燃やすことができるということですが、なかなかそれを住民の方々等には理解していただけないという状況がございます。現在、その処理につきまして県にも要望しながら、県のほうに主体的に取り組みを進めてほしいという要望をしながら、今後の適正な処理ということに向けて取り組んでいくという考えであります。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 阿部祐一君。

○11番（阿部祐一君） 最後ですが、町内にはですね、畜産農家、特に乳牛の方ですが、この方々はどうしても堆肥が出るわけですが、今のところは個人で処理しておりますが、やはり町としていただいて、そういう必然的に出るものを、さらに有効的にね、やっぱり活用していくちゅうことを考えれば、あの施設は、今は屋根もなくてばらばらになっているんですが、攪拌したり製造したりする面では有効な施設で、あとから建てるたって、またとんでもない金がかかるわけですが、そういう鶏糞の利用等もありますが、それらを含めた考え方はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（菊池 孝君） 農政課長、紺野勝利君。

○農政課長（紺野勝利君） 利用する方がいる場合には、そのまま利用ということも、そういう道を残したままで所有者の方とは話をしてまいりました。今回、利用する人もなくなったので、取り壊しをお願いしたいということでございましたので、今回は取り壊すということになります。なお、堆肥さまざまなところに出てきておりますけれども、今のところ、その堆肥の処理ができていないというふうには考えておりませんし、それぞれの施設のほうで堆肥をつくり、農家の方とあとの取引をされているものというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊池 孝君） ほか、ございますか。

6番、佐々木春一君。

〔6番 佐々木春一君質問壇登壇〕

○6番（佐々木春一君） それでは、二点であります。11ページの2款の総務費の企画費の中で、負担金、補助及び交付金の中に、移住支援金200万円計上になっておりますが、この支援金の使途については、こういった形で活用されるものか、まず、お伺いいたします。

二点目は、ただいま質問のあった、12ページの6款の農林業費の畜産振興費の、牧草ロ

ールの移動、保管業務委託料の関係であります、シートが劣化して最終処分については、県と協議しながら適正にということではあります、長期化してくると、こういうふうな対応、多分これ財源は一般財源だろうと思うんですけども、このあと、あっせんの申し立てで、水道水や下水道の汚泥の放射線測定にかかった費用は、請求をしていくと関係であります、現在、こういったふうなものについての費用負担に対する請求の対応、急に費用がかかるといふふうなときの財源措置の取り組みの対応は、どのように考えながら進めているか。

以上、二点についてお伺いします。

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 私のほうからは、一点目の移住支援金について御説明いたします。

この事業は、岩手県が実施する、岩手県移住支援事業・マッチング支援事業実施要綱に基づき行われるものでございます。東京23区へ通勤、あるいは東京圏で5年以上暮らしている方が、岩手県内に転入し5年以上暮らす意思のある方に対して、単身の方については60万円、二人以上の世帯にあっては100万円というような支援金が支払われるという制度でございます。この事業につきましては、200万円の予算措置をしているわけですが、岩手県内全域で、県がある程度一定の割り当てといたしますかを示したものですから、住田町は、二人以上の世帯の100万円の2世帯というような形での可能性があるということの予算措置でございます。したがって9ページの、15款の県の支出金、移住支援事業費補助金ということで、事業費の4分の3と事務費が合わせて153万円、歳入として見込まれているものでございます。

○議長（菊池 孝君） 農政課長、紺野勝利君。

○農政課長（紺野勝利君） 牧草ロールの移動、保管の財源についてでありますけれども、町内の全ての対象の牧草ロールを種山まで持っていったときには、県の補助金で実施しております。県のほうで取りまとめて、東電のほうに請求という考えだとは思いますが、今回、一度持って行ってからの話ということになりますので、今後の財源につきましては、県とも協議しながら話を進めてまいりたいと考えております。

○議長（菊池 孝君） 佐々木春一君。

○6番（佐々木春一君） 移住支援金について再度お伺いしますが、そうしますと、いずれ2世帯で100万円の200万円ということで、現状においては移住される方の見込みがはっきりしているというわけではないということではありますね。そうしますと、今後、もし移

住・定住したいという方が出た場合に、居住といいますか住宅をお世話しなければならないわけでありますが、それらの準備の考え方、あるいは移住を呼びかけるための首都圏の方々へのPRというふうなことは、県と一緒にだろうと思うんですが、どのような取り組みで進めようとしているかお伺いします。

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 議員、お見込みのとおり、今現段階で移住者が確定しているというものではございません。先ほども御説明させていただいたとおり、岩手県が主体的にやる事業でございますので、PRについても連携はする場面があるかと思えますけれども、主体的には岩手県が情報発信をするというような役割になってございます。

それから、住宅の確保等の部分につきましては、住田町の空き家バンク等の活用、あるいは町営住宅の紹介というような部分で、つなぐというような役割があるかというふうに思っています。

○議長（菊池 孝君） ほか、7番、村上薫君。

〔7番 村上 薫君質問壇登壇〕

○7番（村上 薫君） 二点、お伺いいたします。

13ページの6款農林業費、2項事業費の18節の備品購入費63万5,000円についてお伺いいたします。

未利用資源回収システムに使うというふうな形でも漏れ聞こえてはいるんですが、どういうものなのか。それで、例えばどういうふうなところに設置をする予定なのかお伺いいたします。

二点目は、9款の消防費の防災対策費の13節の防災行政無線にかかわってお伺いをいたします。

私も、今まで防災行政無線の使い方を提案をさせてもらっているんですが、一般質問の中でも1番議員からも出ました。緊急あるいは避難とかですね、そういう以外の使い方をもう少し工夫するべきだというふうに思っております。前に私、提案させてもらったのは、今、5時のチャイムは夕焼け小焼けでしたっけか、例えば町民歌をですね、流すとか、なかなか町民歌はいい歌だなというふうによそからも言われるんですが、一般的になかなかなじみがまだ薄いということで、そういう使い方。あるいは、これから住民説明会ありますね、次期総合計画なんかの、なかなか参加者が少ないということで悩んでおるわけですけども、そういう重要な説明会とか、そういうものにもやはり招集をですね、かけるような形で呼びか

けたらいかがかなというふうに思いますが、その二点お伺いいたします。

○議長（菊池 孝君） 林政課長、千葉純也君。

○林政課長（千葉純也君） 私のほうからは、備品の部分についてお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、この備品については、町民参加による未利用間伐材等の収集システム構築事業ということで行うものでございます。その中身ですけれども、トラックスケールを購入したりというふうに考えてました。設置する場所につきましては、森林組合の丸太を集めている土場を候補として考えているところであります。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 総務課長、熊谷公男君。

○総務課長（熊谷公男君） 私からは、防災無線の活用の関係についてお答えをいたします。

時報等の部分については、若干これから考えてみたいというふうに思っております。

あと、用途をもっと拡大してはというような御提案でございました。防災行政無線という性質上、使い方の部分については、慎重に考えていかなければいけないかなというふうに思っております。御提案の重要な案件の際には、使用してもということなんですけれども、さまざまな媒体を使って広報はしているというところであります。過去に私も、こういう重要な案件を何でみんなに知らせないんだとかと言われたこともあります。それこそ街宣車回してでも集めるべきじゃないかまで言われたこともありますけれども、その一方で、逆に何でもかんでも使っているのかという御意見もいただいているのも確かでありますので、その辺はちょっと慎重に検討せざるを得ないかなというふうに思っております。

以上であります。

○議長（菊池 孝君） 村上薫君。

○7番（村上 薫君） 備品購入につきましては、トラックスケールを購入するということで、場所は森組の今、丸太を置いている場所ということですが、そうしますと来年度に向けて、本格運用に向けて、今、準備をしているというふうな段階かというふうに思います。

それで、ハード的なものは、これ以外にもうないのでしょうか。それとトラックスケールは、これは軽トラが対象のトラックスケールなのかお伺いをいたします。

それから、防災行政無線、時報についてはいろいろこれから考えてみるということですが、いずれ重要な町のですね、告知といいますか、確かに住田テレビとかいろいろ、住田広報であるとかあるんですが、やはり外からも聞こえるというのは、今の時期ですと、外に出て皆さん仕事をしていらっしゃる時期ですので、慎重にということ。慎重にもよろしいと思

いますが、ルールを決めていただければ、その中で許せるものであれば、いいというふうな形で対処していただければいいかなと思いますが、どうでしょう。

○議長（菊池 孝君） 林政課長、千葉純也君。

○林政課長（千葉純也君） このシステムの構築のために、本年度、交付金をいただきまして、試験的にやるということにしてございます。その中でいろいろ課題が出てくると思いますので、その課題解決をしていながら進めていきたいと思っておりますし、トラックスケールについては、一応、今のところ軽トラ用ということで、はかれるようなものを購入したいというふうに思っておりますし、そのほかのハードの部分ということではありますが、一応、試験的に行うということで、リースで借りて、今年度は試験的にやってみたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 総務課長、熊谷公男君。

○総務課長（熊谷公男君） 一定のルールの中で、現在も運用してございます。先ほども申し上げましたけれども、逆の意見もございますので、その辺は御理解をいただければというふうに思います。

以上であります。

○議長（菊池 孝君） ほか、ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号 令和元年度住田町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菊池 孝君） 起立全員であります。

したがって、議案第8号 令和元年度住田町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第9号

日程第14、議案第9号 令和元年度住田町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長、佐々木光彦君。

〔保健福祉課長兼地域包括支援センター長 佐々木光彦君登壇〕

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 議案第9号 令和元年度住田町介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正予算による、規定の歳入歳出予算の総額の変更はございません。

まず、歳入について説明いたします。

補正後の歳入歳出予算を、第1表、歳入歳出予算補正により説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書に歳入をごらんください。

1款保険料、1項介護保険料499万8,000円の減は、第一号被保険者特別徴収保険料の低所得者負担軽減拡大による減が主なものであります。

7款繰入金、1項一般会計繰入金499万8,000円の増は、低所得者保険料軽減繰入金が増であります。

続きまして、歳出について説明いたします。

詳細は同じく5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出をごらんください。

5款地域支援事業、2目介護予防生活支援サービス事業費は、予算の組みかえによるものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

6番、佐々木春一君。

[6 番 佐々木春一君質問壇登壇]

○6番(佐々木春一君) 一点お伺いしますが、歳出のところで、賃金で14万円、臨時職員の賃金が計上になっております。生活支援サービスで臨時職員を雇用するということでありまして、これの業務の内容と、こういった方を雇用するという予定なのかお伺いします。

○議長(菊池 孝君) 保健福祉課長、佐々木光彦君。

○保健福祉課長(佐々木光彦君) ただいまの臨時職員賃金の関係でございますけれども、これは先ほども説明しましたとおり、組みかえの予算となりますけれども、事業とすれば短期集中リハビリ、リハビリサロンの事業の関係でございます。現在、利用者の送迎をですね、シルバー人材センターのほうにこれまでお願いをしております。12節手数料のほうに予算化をしておりましたけれども、今回から送迎日々雇用ということで、日々雇用でその運転手のほうをお願いしたいということで、予算の組みかえをするものでございます。

○議長(菊池 孝君) ほか、ございますか。

[発言する人なし]

○議長(菊池 孝君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長(菊池 孝君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長(菊池 孝君) 討論なしと認めます。

これから、議案第9号 令和元年度住田町介護保険特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(菊池 孝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 令和元年度住田町介護保険特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第10号

日程第15号、議案第10号 あっせんの申し立てに関し議決を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、梶原ユカリ君。

〔町民生活課長 梶原ユカリ君登壇〕

○町民生活課長（梶原ユカリ君） 議案第10号 あっせんの申し立てに関し議決を求めることについて御説明いたします。

平成23年3月11日に発生した、東京電力株式会社原子力発電所事故に起因する放射性物質による影響対策に要した費用については、県及び県内市町村並びに一部事務組合等と足並みをそろえて交渉してきたところであります。

東京電力ホールディングス株式会社に対し、これまで10次にわたり794万6,148円の賠償請求を行い、100万2,750円について、直接合意により支払いを受けております。東京電力ホールディングス株式会社が当該請求に応じない費用については、原子力損害賠償紛争解決センターのあっせんにより、平成28年1月、第一次申立分561万7,044円について330万円、平成31年1月、第二次申立分77万2,858円について55万円の賠償金を受けております。今般、平成27年度から29年度に実施した放射性物質による影響対策に要した費用に係る損害賠償請求第8次から10次請求のうち、東京電力ホールディングス株式会社が当該請求に応じない費用57万6,176円について、県の指導のもと県及び県内市町村、広域連合、一部事務組合と協調しながら、同センターに損害賠償請求に係る第3次あっせんの申し立てを行おうとするもので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

あっせんの申立先は、住所、東京都港区西新橋1丁目5番13号 原子力損害賠償紛争解決センター。

申し立ての相手方は、住所、東京都千代田区内幸町1丁目1番3号 東京電力ホールディングス株式会社であります。

以上で、説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号 あっせんの申し立てに関し議決を求めることについて採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 あっせんの申し立てに関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第11号

日程第16、議案第11号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、熊谷公男君。

[町長 神田謙一君登壇]

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（熊谷公男君） 議案第11号 財産の取得に関し議決を求めることについて。

提案理由の説明をいたします。

今回の財産取得の目的は、住田町消防団第4分団第1部と第2部の、小型動力ポンプ積載車を更新しようとするものであります。

第4分団第1部は、下有住火の土地に屯所があり、また、第4分団第2部は、下有住高瀬地区に屯所がありますが、現在配備しております小型動力ポンプ積載車は、いずれも平成8年度に購入したもので、年度末で23年が経過し老朽化が進んでおります。そのため最新の機能を装備した車両に更新をし、地域の消防・防災力の充実、強化、団員の士気の高揚を図るものであります。

取得する財産は、小型動力ポンプ積載車2台で、取得予定価格は1,573万円であります。取得の方法は買い入れ、相手方は、県内の消防車両の取り扱い業者7社による入札を行った結果、岩手県一関市山目字中野34番地2 株式会社古川ポンプ製作所一関支店、支店長 千葉幸哉氏であります。なお、納入期限は、令和元年12月20日であります。

財産の取得につきましては、予定価格700万円以上のものは、地方自治法及び条例により議会の議決が必要となるもので、今回、取得しようとする財産は、その要件に該当することから、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号 財産の取得に関し議決を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 財産の取得に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第12号

日程第17、議案第12号 住田町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。
議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、横澤則子君。

[企画財政課長 横澤則子君登壇]

○企画財政課長（横澤則子君） 議案第12号 住田町過疎地域自立促進計画の変更について説明をいたします。

議案の別紙様式2、変更をごらんください。

今回の変更は、下線部分の区分の変更と事業追加です。

住田町過疎地域自立促進計画は、平成28年度から平成32年度、すなわち令和2年度までの計画を定めております。今回、事業追加しようとする主な事業は、役場前線歩道整備、保険医療介護連携体制構築事業、有住小学校スクールバス1台購入、上有住地区公民館整備事業、住田高校自学自習支援事業、関係人口創出事業などがあります。なお、過疎地域自立促進市町村計画は、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項により準用する、第1項の規定により重要な変更について、あらかじめ県と協議し議会の議決を経ることとされるものであり、大幅な事業量の増減が重要な変更にあたることから議会の議決を経ようとするものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

7番 村上薫君。

[7番 村上 薫君質問壇登壇]

○7番（村上 薫君） 私、8番議員もそうなんですが、一般質問でも、滝観洞観光センターとか周辺整備計画についてですね、どうして過疎計画にのせないんだというふうに質問をしてまいりました。いずれ大規模な事業であるとか、そういうものについては議会の議決を得るということですが、これ町長にね、お伺いいたします。

この過疎計画を見ましてもですね、観光にかかわるものというのは、住田町の観光協会の

体制強化支援事業ぐらいなものなんですね。ですから今の観光行政というのは、町が、これは町長の考えだと思うんですが、どのようにするかというのが、こういう計画の中にあらわれていないということは、考えがないのか、やる気がないのか、大変失礼な言い返しですけども、その辺はどのようにこれから考えてやっていきますか。

○議長（菊池 孝君） 町長、神田謙一君。

〔町長 神田謙一君登壇〕

○町長（神田謙一君） 計画に登載されていないことによって、やらないということではなくてですね、やはり、前も答弁いたしましたけれども、一つは、広域的な中でですね、取り組みを進め、そういうトータルの事業の中で、当町がどうあるべきかというのを見ながらですね、進めなければいけないと考えています。

○議長（菊池 孝君） 村上薫君。

○7番（村上 薫君） 今、計画にのってないからやらないというわけじゃないと、多分やるんだと思いますが、いずれこの過疎債と申しますかね、過疎債は7割ぐらいの交付税措置がある非常に有利なものなわけですね、例えば10億円かかったとしても3億円の手出し、そのほかにもいろんなバックがあるでしょうから、そうしますとこの過疎債を使ってこそ、大きなこれから懸案になっている事業というのは進めるべきだというふうに思います。それが一点。

それから、町長なり農政課長もそうなんですが、広域の中で考えているということですが、広域は広域でいいんですが、それぞれの核になるところがしっかりしていないと、広域というのは生きてこない。私はそう思うんですね。ですから、その辺のところ、広域と個別に自分たちがやらなければならないところを、どのようにこれから進めるお考えなのか、町長にもう一度お伺いします。

○議長（菊池 孝君） 町長、神田謙一君。

○町長（神田謙一君） 考え方それぞれ、村上議員のおっしゃる考え方もあろうかと思えます。いずれですね、これは気仙管内の大きな物産、陸前高田市さんとも話をさせていただいていますが、独自にそれぞれの市町村でという形で取り組みを進めてきた結果、どうだったのかという部分を踏まえてですね、やはり効果的な形にはなっていないという部分で、そこはやはり広域の中でもう少し議論をしながら、考えを進めていかなきゃいけないというところで考えております。また、過疎債というような部分についても、そういう有利な部分とは、そのとおりです。ただし3割の負担で済むといっても3割は負担になるわけです。そういう

負担のあり方というのは、やっぱりトータルで考えなければいけないというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 村上薫君。

○7番（村上 薫君） 今も広域的な考えの中でというふうに言っていましたが、陸前高田のですね、戸羽市長のですね、高田ももちろん一本松がありますが、住田町は、やはり滝観洞だというふうに言い切っているでしょう、私らに。ですから、そういうことも含めてね、他の首長さん方も、住田町はやっぱり滝観洞だなど、それはほかにないものだからです。そういう点も含めて、やはり今後きちっと対応していただきたいと思います。

もう一度、町長。

○議長（菊池 孝君） 町長、神田謙一君。

○町長（神田謙一君） 今、戸羽市長の話も出ました。そのとおり戸羽市長も滝観洞という部分、その滝観洞ケイブというような位置づけの部分についてはですね、やはり、そのインバウンドというような形の中で考えたときに、海外の方々含めて、逆に手を入れるべきではないというのが海外の評価の仕方もあるという中で、いずれ位置づけとすれば、滝観洞あるねというのは共通認識の中でおりますし、その連携のあり方をですね、何度も繰り返しますけれども、協議しながらですね、進めてまいりたいと考えています。

○議長（菊池 孝君） ほか、ございますか。

6番 佐々木春一君。

○6番（佐々木春一君） 過疎地域促進計画の変更、企画財政課長の説明の中で、一定の期間の中で重要変更があった場合に、県との協議を進めながら計画変更を示して、議会で承認という手続をするということで、今回、ハードの部分では役場前の歩道整備、あるいは小学校のスクールバス整備、上有住地区公民館整備等のことが、具体的に挙げられておるわけですが、今後、今の滝観洞の話ではないですけれども、議論になっていた農林会館の件もあったり、あと、これから定住自立金の形成の関連があって、単独でやる過疎地域自立促進の計画と定住自立金の広域での連携の事業と、それら総合的に計画を考えながら進めていくことになるのかなと思います。そこら辺のめり張りのつけ方の考え方をお聞かせください。

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 定住自立圏構想につきましては、これから具体的な連携事業を詰めていくということになります。そちらについては、特別交付税で措置されるという部

分がありますので、そちらの予算の事業量と予算の関係性というところで、整理をしていくことになると思いますし、今回の定住自立圏の交付税のみで事業の財源とできない場合がありますので、そういう場面では、過疎のほうを使っていくというようなことになるかというふうに思います。

○議長（菊池 孝君） 6番 佐々木春一君。

○6番（佐々木春一君） その場合の、この過疎地域の自立促進計画を変更していく場合、県と協議が必要となる重要な変更というものは、どういうふうな事業を選択して決めていくのか。そこら辺のところをお伺いします。

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） この計画書を見てもおわかりのことかと思いますが、町予算措置の状況に合わせて、計画変更をしているというのが実態でございます。

○議長（菊池 孝君） ほか、ございますか。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第12号 住田町過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 住田町過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 請願第1号

日程第18、請願審査報告、請願第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める請願を議題とします。

産業経済常任委員長から審査報告が提出されています。

職員に朗読させます。

○議会議務局長（松田英明君） 請願審査報告書 令和元年6月14日、住田町議会議長 菊池孝様、産業経済常任委員会委員長 菅野浩正

令和元年6月11日第22回住田町議会定例会において、本委員会に付託された請願第1号は、審査の結果、下記のとおり決定したので、住田町議会会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記

- 1、事件名、請願第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める請願。
- 2、審査の結果、採択。
- 3、審査、令和元年6月12日。
- 4、意見、関係機関に意見書を提出することを適当と認める。

○議長（菊池 孝君） 委員長の報告を求めます。

産業経済常任委員長、菅野浩正君。

〔産業経済常任委員長 菅野浩正君登壇〕

○産業経済常任委員長（菅野浩正君） 請願第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める請願。

審査報告、令和元年6月11日第2回住田町議会定例会において、当産業経済常任委員会に付託された請願第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める請願について、審査の経過と結果を御報告いたします。

この請願については、令和元年6月12日に当委員会を開催し、委員全員の出席のもと審査をし、採択すべきものと決定したところであります。

請願者は、大船渡市盛町字内野沢15、気仙地域労働組合連合会副次長 田村純であります。

紹介議員は、村上薫議員、佐々木春一議員であります。

本請願が求めている内容は、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書を、国及び関係機関へ提出されたいというものであります。

6月12日、当委員会で採択すべきとの意見が委員全員であったことから、当委員会の審査結果を、採択すべきものと決定したものであります。

以上、本委員会の審査について御報告を申し上げましたが、委員会の意図とするところを御理解いただき、各議員の賛同を賜りますようお願いを申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから、請願第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は、委員長の報告のとおり採決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める請願は、委員長の報告のとおり採択と決定しました。

◎日程第19 請願第2号

日程第19、請願審査報告、請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充を図るための2020年度政府予算に係る意見書提出の請願を議題とします。

総務教民常任委員長から、審査報告が提出されています。

職員に朗読させます。

○議会事務局長（松田英明君） 請願審査報告書、令和元年6月14日、住田町議会議長 菊

池孝様

総務教民常任委員会委員長 林崎幸正

令和元年6月11日第22回住田町議会定例会において、本委員会に付託された請願第2号は、審査の結果、下記のとおり決定したので、住田町議会会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記

- 1、事件名、請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充を図るための2020年度政府予算に係る意見書提出の請願。
- 2、審査の結果、採択。
- 3、審査、令和元年6月12日。
- 4、意見、関係機関に意見書を提出することを適当と認める。

○議長（菊池 孝君） 委員長の報告を求めます。

総務教民常任委員長 林崎幸正君。

〔総務教民常任委員長 林崎幸正君登壇〕

○総務教民常任委員長（林崎幸正君） 請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充を図るための2020年度政府予算に係る意見書提出の請願。

審査報告、令和元年6月11日第22回住田町議会定例会において、当総務教民常任委員会に付託された請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充を図るための2020年度政府予算に係る意見書提出の請願について、審査の経過と結果を御報告いたします。

この請願については、令和元年6月12日、当委員会を開催し、委員全員の出席のもと審査をし、採択すべきものと決定いたしました。

請願者は、大船渡市盛町字東町14-2 岩手県教職員組合南リアス支部支部長 佐々木修一であります。

紹介議員は、菅野浩正議員、瀧本正徳議員であります。

本請願が求めているの内容は、教職員の定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充に係る意見書を国へ提出されたいというものであります。

6月12日に当委員会で採択すべきとの意見が委員全員であったことから、当委員会の審査結果を、採択すべきものと決定いたしました。

以上、委員会の審査について御報告を申し上げますが、委員会の意図するところを御理

解いただき、各議員の賛同を賜りますようお願い申し上げまして、委員長報告といたします。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから、請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充を図るための2020年度政府予算に係る意見書提出の請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充を図るための2020年度政府予算に係る意見書提出の請願は、委員長の報告のとおり採択と決定しました。

◎日程第20 発議第1号

日程第20、発議第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書を議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

○議会事務局長（松田英明君） 発議第1号 令和元年6月14日、住田町議会議長 菊池孝様

提出者、住田町議会議員 菅野浩正。

賛成者、同じく、佐々木初雄、同じく、高橋靖、同じく、瀧本正徳、同じく、佐々木信一。

最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書。

上記の意見書案を、別紙のとおり、住田町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

なお、別紙、意見書案については朗読を省略します。

○議長（菊池 孝君） 休憩時間になりますけれども、終わりまで継続したいと思います、皆さんいかがですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） そのまま継続します。

それでは、提出者の趣旨説明を求めます。

菅野浩正君。

〔5番 菅野浩正君登壇〕

○5番（菅野浩正君） 発議第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書について、発議案の朗読をもって趣旨説明といたします。

2018年の地域別最低賃金は、最高の東京都で時給985円、岩手県では762円、最も低い鹿児島県では761円にすぎず、フルタイムで働いても年収150万円ほどしか得られない。また、地域間格差も大きく、岩手県と東京都では、同じ仕事をして1時間当たりで223円も格差があるため、若い労働者の都市部への流出を招いてしまっている。

安倍首相は、最低賃金を毎年3%程度引き上げて、加重平均で1,000円を目指すと述べ、GDPにふさわしい最低賃金とするとして、現在の最低賃金の水準の低さを認め、引き上げを進めると述べた。

一方、2010年に行われた雇用戦略対話では、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1,000円を目指とした、政労使による三者合意が成立している。毎年3%程度では、雇用戦略対話での合意を先延ばしし、格差と貧困の解消をおくらせるだけである。最低賃金1,000円以上は、中小企業には支払いが困難との意見もあるが、政府が率先して公正取引ルールを確立し、中小企業への具体的な支援策を拡充しながら、最低賃金を引き上げる必要がある。人間らしく生活できる水準の最低賃金を確立し、それを基軸として生活保護基準、年金、農民の自家労賃、下請単価、家内工賃、税金の課税最低限度額等を整備すれば、誰もが安心して暮らせ、不況に強い社会をつくることのできる。

よって、国及び関係機関は、次の事項について取り組むよう強く要望する。

記

1、政府は、最低賃金を大幅に引き上げ、雇用戦略対話における最低賃金の引き上げに関する合意に基づき、できる限り早期に全国最低800円を確保し、2020年までに全国平均1,000円を目指すを早期に達成すること。

2、政府は、全国一律最低賃金制度の確立など、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。

3、政府は、中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度などを実現すること。

4、中小企業に対する大企業による優越的地位の濫用、代金買い叩きや支払い遅延等をなくすため、法整備を含む抜本的対策を講じること。政府は、全国一律最低賃金制度の確立など、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月14日 岩手県住田町議会議長 菊池孝

意見書を提出する機関は、内閣総理大臣 安倍晋三様ほか関係機関であります。

以上、御提案を申し上げますので、議員各位の賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから、発議第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 発議第2号

日程第21、発議第2号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

○議会事務局長（松田英明君） 発議第2号 令和元年6月14日住田町議会議長 菊池孝様
提出者、住田町議会議員 林崎幸正。

賛成者、同じく、村上薫、同じく、阿部祐一、同じく、泉田是重、同じく、佐々木春一、
同じく、荻原勝。

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書。

上記の意見書案を、別紙のとおり、住田町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

なお、別紙、意見書案については、朗読を省略します。

○議長（菊池 孝君） 提出者の趣旨説明を求めます。

林崎幸正君。

〔8番 林崎幸正君登壇〕

○8番（林崎幸正君） 発議第2号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について、発議案の朗読をもって趣旨説明といたします。

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書。

学校現場における課題が複雑化、困難化する中で、子供たちの豊かな学びを実現するための教材用研究や、授業準備の時間を十分に確保することが不可欠である。特に小学校において、新学習指導要領の移行期間中であり、外国語教育実施のため授業時数の調整など、対応に苦慮する状況となっている。豊かな学びの実現のためには、教職員定数改善などの施策が最重要課題であり、また、学校現場においては長時間労働是正に向けて、教職員の働き方改革が進められようとしているが、特にも教職員定数改善は重要課題であります。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子供たちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。豊かな子供の学びを保障するための条件整備を欠くことはできない。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

1、計画的な教職員定数改善を推進すること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月14日 岩手県住田町議会議員 菊池孝

意見書を提出する機関は、衆議院議長 大島理森ほか関係機関であります。

以上、提案申し上げますので、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから、発議第2号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 発議第3号

日程第22、発議第3号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書を議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

○議会事務局長（松田英明君） 発議第3号 令和元年6月14日、住田町議会議長 菊池孝様。

提出者、住田町議会議員 瀧本正徳。

賛成者、同じく、高橋靖、同じく、阿部祐一、同じく、林崎幸正、同じく、菅野治正。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書。

上記の意見書案を、別紙のとおり住田町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

なお、別紙、意見書案については、朗読を省略します。

○議長（菊池 孝君） 提出者の趣旨説明を求めます。

瀧本正徳君。

〔4番 瀧本正徳君登壇〕

○4番（瀧本正徳君） 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について、発議案の朗読をもって趣旨説明といたします。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書。

過疎対策については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など、一定の成果を上げたところである。しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や、たび重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、癒しの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。過疎地域が果たしている、このような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。現行の過疎地域自立促進特別措置法は、令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を、今後も維持していくためには、引き続き過疎地域に対して、総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。過疎地域がそこに住み続ける住民にとって、安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月14日 岩手県住田町議会議員 菊池孝

意見書を提出する機関は、総理大臣安倍晋三様ほか関係機関であります。

以上、御提案申し上げますので、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから、発議第3号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

第22回住田町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後2時19分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員